

京都市告示第 129 号

介護保険法第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者から、同法第 75 条第 2 項の規定に基づき、当該指定に係る事業所の廃止について、次のとおり届出がありました。

平成 24 年 6 月 22 日

京都市長 門川 大作

1 届出者の名称

公益社団法人京都保健会（理事長 三浦 次郎）

2 届出者の主たる事務所の所在地

京都府京都市中京区西ノ京塚本町 1-1

3 廃止する事業所の名称

社団法人京都保健会デイサービスセンター石川湯

4 廃止する事業の種類

通所介護

5 介護保険事業所番号

2670200357

6 廃止する事業所の所在地

京都府京都市上京区大宮通下立売下ル菱屋町 827-3

7 廃止年月日

平成 24 年 5 月 31 日

（保健福祉局長寿社会部介護保険課）